

レベル (本部判断)	本研究科にお けるステージ	総合	研究活動	授業（講義・演習・実習）	学内会議	学生の課外活動	図書館の利用	事務体制	入構の取扱い
0	グリーン	通常	基本的に通常の研究活動を行うことができます。 （入構時間は平常時の80%～100%を目安としま す。）	対面授業、もしくは対面・オンライン授業を組み合わせ実施しま す。	業務の効率化の観点からオンラ イン会議を推奨します。	感染拡大の防止措置を講じた上で、通常の活 動を認めます。	感染拡大の防止措置を講じた上で閉鎖しま す。詳細は図書館 ホームページでお知らせ します。	ほぼ通常どおりの勤務となりますが、積極的 に時差通勤、在宅勤務を活用します。	各門から入構できます。 ただし、感染拡大の防止措置を講じる場合があります。
0.5	イエロー (6/29)**	一部制限	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うこ とができます。（入構時間は平常時の50パーセン ト以下を目安とします。）	主にオンライン授業。ただし、次のとおり一部の科目については対面 授業（もしくは対面とオンラインを組み合わせで）を実施します。 ・前期課程：実験、身体運動、初修外国語、その他一部の総合科目、 主題科目等 ・後期課程、大学院：対面授業の必要があると認められた一部の科目 （教室において前後左右で1席分のスペースを空けられる人数まで） 対面授業の前後にオンライン授業がある、自宅でのネット環境が良く ない等の場合には、構内からの講義の発信、構内での受信を可能とし ます。なお、オンライン授業の受講などにより情報教育棟、10号館を 利用する場合は、入構/施設利用申請サイトによる入構申請のほか、同 サイトによる予約が必要です。	会議は積極的にオンライン会議 を利用してください。どうして も対面会議が必要な場合は、30 人以下であれば認められます。	感染防止対策を講じることを条件として、学 生支援課の承認を得た上で活動することを認 めます。 なお、感染状況を勘案し、原則禁止となる場 合もあります。	平日及び休日を短縮閉鎖とします。 館内では閲覧席及びメディアパーク座席の間 引きを行い、グループ学習室及び飲食スぺ ースを閉鎖とします。 入館には、入構/施設利用申請サイトによる 入構申請のほか、同サイトによる予約が必要 です。 学外者の入館を停止します。	時差通勤や在宅勤務を活用して行います。 （出勤者数の率は70/パーセント程度を上限 とします。）	学生については、授業の受講、研究活動、図書館や情報教育棟等の利用、 課外活動（学生支援課の承認が必要）、進学相談、証明書発行等 の手続などの理由による入構を認めます。 教職員については、左記の指針を踏まえて入構の要否を検討してくだ さい。 正門からのみ入構可能です。また、研究科長室の許可を得ない一般の 方の入構は原則として認められません。 学生・教職員（他キャンパスの学生・他部局の教職員を含む。）の入 構の際には、入構/施設利用申請サイトによる入構申請と身分証の提 示が必要です。
1	オレンジ (6/15)**	制限-小	研究活動は行えますが、感染拡大に最大限の配慮 をしつつ、可能な限り構内での滞在時間を減ら し、自宅での作業を検討してください。（入構時 間は平常時の30パーセント以下を目安としま す。）	原則としてオンライン講義。ただし、各課程において特に対面授業の 必要があると認められた科目については、対面授業を実施する場合が あります。（教室において前後左右で1席分のスペースを空けられる 人数まで） 対面授業の前後にオンライン授業がある、自宅でのネット環境が良く ない等の場合には、構内からの講義の発信、構内での受信を可能とし ます。なお、オンライン授業の受講などにより情報教育棟、10号館を 利用する場合は、入構/施設利用申請サイトによる入構申請のほか、同 サイトによる予約が必要です。	会議は積極的にオンライン会議 を利用してください。どうして も対面会議が必要な場合は、10 人以下であれば認められます。	原則として禁止。ただし、真にやむを得ぬ理 由でキャンパス内施設を利用する場合には事 前に申請して許可を得てください。	平日を短縮閉鎖とし、夜間及び休日閉鎖を中 止とします。 館内では閲覧席及びメディアパークを利用停 止とし、グループ学習室及び飲食スペースを 閉鎖とします。 入館には、入構/施設利用申請サイトによる 入構申請のほか、同サイトによる予約が必要 です。 学外者の入館を停止します。	時差通勤を奨励するとともに、業務の性質 上、可能なものは、交代等により在宅で行い ます。（出勤者数の率は60/パーセント程度 を上限とします。） 一部の業務について、業務遅滞、事後処理を 認めます。	学生については、授業の受講、研究活動、図書館や情報教育棟等の利用、 進学相談、証明書発行等の手続などの理由による入構を認めま す。 教職員については、左記の指針を踏まえて入構の要否を検討してくだ さい。 正門からのみ入構可能です。また、研究科長室の許可を得ない一般の 方の入構は原則として認められません。 学生・教職員（他キャンパスの学生・他部局の教職員を含む。）入構 の際には、入構/施設利用申請サイトによる入構申請と身分証の提示 が必要です。
2	レッドA (6/1)**	制限-中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最 小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されま す。立ち入る研究室関係者は構内での滞在時間を 減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅 での作業となります。（入構時間は平常時の20 パーセント以下を目安とします。）	オンライン講義のみ （他に配信場所がない教員に限って、学内施設からの配信を認めま す。）	オンライン会議のみ	全面禁止	原則休館とします。 教員及び学生向けに、貸出中の図書の返却期 限一括延長を行い、電子ジャーナル等のオン ラインサービスを継続します。 教員は、事前申請による講義に必要な資料の 出納、貸出及び複写が可能です。その他の 時間限定入館（平日10時半-12時、13時-14 時半の2回）が可能です。 学生については入館停止とします。ただし、 学位論文執筆のため資料を必要とする本学学 生に限り、郵送による資料貸出及び複写物提 供サービスを実施します。	必要最小限の人数での交代勤務、その他の職 員は在宅勤務とする。（出勤者数の率は40 パーセント程度を上限とします。） 一部の業務について、中断、休止します。	研究室に所属し、研究活動に従事する以外の学生の入構は原則認めら れませんが、証明書の発行等のために短時間入構することは可能で す。いずれの場合も所定の登録フォームで申請することで入構が許可 されます。 なお、正門からのみ入構可能です。また、研究科長室の許可を得ない 一般の方の入構は原則として認められません。
3	レッドB	制限-大	以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・ 研究員も可）の研究室への立ち入りが許可されま す。 1）中止することにより大きな研究の損失を被る ことになる、長期間にわたって継続している実験 を遂行中の研究スタッフ。 2）進行中の実験を終了あるいは中断する業務に 関わる研究スタッフ。 3）生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理な ど研究材料の維持あるいはサーバーの維持のため に一時的に入室する研究スタッフ。 （入構時間は平常時の10/パーセント以下を目安と します。）	オンライン講義のみ （学内施設からの配信はできません。他に配信場所がない教員の授業 は、開講母体の判断に基づき開講取りやめを認めます。）	オンライン会議のみ	全面禁止	完全休館とし、教員及び学生の入館を停止し ます。 電子ジャーナル等のオンラインサービスは継 続します。 学位論文執筆のため資料を必要とする本学学 生に限り、郵送による資料貸出及び複写物提 供サービスを実施します。	原則として職員は在宅勤務とします。（出勤 者数の率は20/パーセント程度を目安としま す。） 時期変更が可能な業務について、中断、休止 します。	研究室に所属し、研究活動に従事する以外の学生の入構は原則認めら れませんが、証明書の発行等のために短時間入構することは認め られます。 正門からのみ入構可能です。入構時には身分証を提示し、所定の様式 （研究室に所属し研究活動に従事する学生・研究員等については様式 1、教職員については様式2）を提出してください。なお、一般の方の 入構は認められません。□
4	レッドC	活動の停止	大学機能の最低限の維持のために、専攻長など組 織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の 補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいは サーバーの維持などを目的に、一時的に入室する 研究スタッフのみの立ち入りが可能です。	オンライン講義のみ （学内施設からの配信はできません。他に配信場所がない教員の授業 は、開講母体の判断に基づき開講取りやめを認めます。）	オンライン会議のみ	全面禁止	完全休館とし、教員及び学生の入館を停止し ます。 電化ジャーナル等のオンラインサービスは継 続します。 学位論文執筆のため資料を必要とする本学学 生に限り、郵送による資料貸出及び複写物提 供サービスを実施します。	職員は在宅勤務とします。 在宅で処理できない業務は、中断、休止する ことを原則としますが、給与支給、学生の方 のオンライン授業のために必要な業務など中断、 休止できない業務は継続します。	緊急性の高い用務のみ入構を許可します。所定の書類（様式3）を事 前に専攻長・系長等に提出して許可を受けてください。なお、一般の 方□ の入構は認められません。□

(注) * 本指針は、本部から示された指針に、本研究科の事情を勘案して所要の改訂を加えたものです。5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、活動再開に向けたものとして本指針を大きく改訂しました。

** 日付はステージ移行の目安を指します。感染状況によりステージ変更が延期されたり、活動制限が再強化されることがあるので留意してください。